

組合加入めぐる質問「不当」

府労委是正命令 羽曳野のスーパーに

パート従業員と雇用契約を結ぶ際、特定の労働組合への加入の意向を質問したのは「不当労働行為」にあたるなどとして、府労働委員

会は13日、スーパー「サンブラザ」(羽曳野市)に、是正と、すでに徴収した組合費を返還するよう命じた。

命令書によると、府南部を中心にスーパー約30店を展開するサンブラザは2015年3月以降、パート従業員と雇用契約を締結、更新する際に、特定の労組の「組合員となること」と記された契約書を示し、店長らが「はい、でいいよね」と確認するなどしていた。「はい」とした従業員の給与から同意を確認せず組合費を天引きしていた。府労委は天引きは正当な根拠を

欠くもので組合活動への支配介入にあたるとした。同社には、この労組以外に会社側と組合活動をめぐって対立する別の組合がある。こうした会社の対応を不当労働行為と認定するよう、会社と対立する組合が求めていた。同社は「担当者不在でお答えできない」としている。(大貫聡子)

アドバイザー2人

松井知事らと会談

万博誘致めぐり

政府が大阪に誘致をめざす2025年開催の万博について、経済産業省から万博誘致アドバイザーを委託された2人が13日、府庁を訪れ、松井一郎知事、吉村

2017年12月15日 毎日新聞

羽曳野のスーパーパートに労働組合

不当労働行為認定

府労働委員会は14日までに、スーパー「サンブラザ」(羽曳野市)がパート社員に労働組合への加入を強要したことなどが、不当労働行為に当たると認定した。既に集めた組合費をパート社員に返すよう命令した。

命令書などによると、同社には労働組合「U-Aゼンセンサンブラザ

ユニオン」がある。パート社員の雇用契約書には、ユニオンの組合員になることを認めるかという質問があり、

大多数の社員が認める」と回答している。府労委は「回答が各社員の自由な意思に基づいたものとは言えない」と指摘。1人当たり月3500〜6000円の組合費を組合員に支払うよう命じた。サンブラザは「命令を受け止め、真摯に対応したい」としている。【山口知